平成24年11月13日

各 位

会 社 名　セイコーホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　中 村 吉 伸
（コード番号 8050 東証1部）
問合せ先　法 務 部 長　西 本 隆 志
（TEL 03-6739-3111）

連結子会社である京橋起業および白河エステートの簡易株式交換による完全子会社化、並びに増加する資本準備金の額の減少およびその他資本剰余金への振替え

セイコーホールディングス株式会社（以下、「SHD」という。本店所在地：東京都中央区銀座四丁目 5 番 11 号、代表取締役社長：中村吉伸）は、本日開催の取締役会において、SHD を株式交換完全親会社とし、いずれも SHD の連結子会社である京橋起業株式会社（以下、「京橋起業」という。本店所在地：東京都中央区銀座五丁目 6 番 1 号、代表取締役：中村克）および株式会社白河エステート（以下、「白河エステート」という。本店所在地：東京都中央区銀座四丁目 5 番 16 号、代表取締役：中村吉伸）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、総称して「本株式交換」という。）を行うこと、並びに、本株式交換に伴い SHD が新たに発行する株式の払込金額を上限として増加する資本準備金の額を「その他資本剰余金」へ振り替えること（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）を決議しましたので、お知らせいたします。

本日、SHDは、京橋起業および白河エステートとの間で、本株式交換に係る株式交換契約をそれぞれ締結しました。本株式交換は、SHDについては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、京橋起業および白河エステートについては、平成24年11月30日に開催予定の臨時株主総会においてそれぞれ承認を受けたうえ、平成25年1月1日を効力発生日として行う予定です。また、資本準備金の額を「その他資本剰余金」へ振り替えることにつきましても、本株式交換の効力発生を条件として、平成25年1月1日に行う予定です。

なお、本株式交換は、連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

（注1）本件においては、資本金の額及び資本準備金の額の変動はありません。

記

Ⅰ．本株式交換について

1. 本株式交換の目的

本株式交換により、京橋起業および白河エステートを完全子会社化し、SHDが両社の保有資産を機動的に有効活用できる体制を構築することにより、SHDグループとしてより一層の経営の効率化と意思決定の迅速化を図ることを目的としております。

これにより、SHDグループの財務の健全化、事業力の徹底強化を加速させ、企業価値の向上を図ってまいります。

2. 株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

臨時株主総会基準日公告 （京橋起業、白河エステート）	平成24年10月29日
株式交換契約書承認取締役会（3社）	平成24年11月13日
株式交換契約書締結（3社）	平成24年11月13日
臨時株主総会基準日 （京橋起業、白河エステート）	平成24年11月13日
株式交換契約承認臨時株主総会 （京橋起業、白河エステート）	平成24年11月30日（予定）
株式交換効力発生日	平成25年1月1日（予定）

（注1） SHDは、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

SHDを株式交換完全親会社とし、京橋起業および白河エステートをそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	SHD （株式交換完全親会社）	京橋起業 （株式交換完全子会社）	白河エステート （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	140	11

（注1） 株式の割当比率

京橋起業の普通株式1株に対してSHDの普通株式140株を、白河エステートの普通株式1株に対してSHDの普通株式11株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、SHDが保有する京橋起業の普通株式および白河エステートの普通株式につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注2） 本株式交換により交付する株式数

SHDは、本株式交換により新たに普通株式20,455,891株（予定）を発行いたします。（現在の発行済株式総数の10.96％）

（注3） 単元未満株の取扱いについて

本株式交換に伴い、SHDの単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、SHDの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、SHDの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- 単元未満株式の買取制度（1,000株未満の株式の売却）
  会社法第192条第1項の規定に基づき、SHDの単元未満株式を所有する株主の皆様がSHDに対し、ご所有の単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。
- 単元未満株式の買増制度（1,000株への買増し）
  会社法第194条第1項の規定および定款の定めに基づき、SHDの単元未満株式を所有する株主の皆様がSHDに対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

京橋起業および白河エステートは、新株予約権および新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 算定の基礎および経緯

本株式交換における株式交換比率算定に際し、その公正性・妥当性を確保するため、SHDはみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」という。）、京橋起業および白河エステートは飯塚公認会計士事務所を算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、SHD の株式価値については、SHD が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価方式による評価手法を勘案して株式価値の算定を行い、京橋起業および白河エステートの株式価値については、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためディスカウンテッド・キャッシュフロー方式を勘案してそれぞれ株式交換比率の算定を行いました。

一方、飯塚公認会計士事務所は、SHD の株式価値については、市場株価が存在することから市場株価方式を用いて算定し、京橋起業および白河エステートの株式価値については、修正純資産方式を中心に算定いたしました。

SHD は、みずほ証券による株式交換比率の算定結果を参考に、京橋起業および白河エステートとの間で慎重に協議・交渉を重ね、本株式交換における株式交換比率について前記のとおり合意いたしました。

(2)　算定機関との関係

SHDの第三者算定機関であるみずほ証券、京橋起業および白河エステートの第三者算定機関である飯塚公認会計士事務所は、いずれもSHD、京橋起業および白河エステートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

4.　本株式交換の当事会社の概要（平成24年3月31日現在）

(1)　SHDと京橋起業との株式交換に係る当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)　名称	セイコーホールディングス株式会社	京橋起業株式会社
(2)　本店所在地	東京都中央区銀座四丁目5番11号	東京都中央区銀座五丁目6番1号
(3)　代表者役職・氏名	代表取締役社長　中村 吉伸	代表取締役　中村 克
(4)　事業内容	ウオッチ、電子デバイス、半導体、クロック、眼鏡、高級服飾雑貨などを扱う事業会社の連結経営管理	不動産、有価証券の所有、利用、管理
(5)　資本金	100億円	1,000万円
(6)　設立年月	1881年12月	1917年2月
(7)　発行済株式数	186,565,418株	200,000株
(8)　決算期	3月31日	3月31日
(9)　大株主および持株比率	三光起業株式会社　17.0% 服部 禮次郎　9.7% 服部 真二　6.1% 第一生命保険株式会社　4.8% THE CHASE MANHATTAN BANK , N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT　3.0%	セイコーホールディングス株式会社　75.6% 服部 秀生　11.7% 服部 光一郎　5.0% 服部 譲二　5.0% 服部 洪尚　1.0%

(10)　直近事業年度の経営成績および財政状態（平成24年3月期）

	セイコーホールディングス（連結）	京橋起業
純資産	31,965	6,159
総資産	386,128	7,859
1株当たり純資産（円）	131.65	30,795.00
売上高	296,937	274
営業利益	6,733	161
経常利益	1,280	158
当期純利益	△11,014	131
1株当たり当期純利益（円）	△60.25	655.00

（注1）　単位は百万円。ただし、特記しているものを除く。

(2) SHDと白河エステートとの株式交換に係る当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	セイコーホールディングス株式会社	株式会社白河エステート
(2) 本店所在地	東京都中央区銀座四丁目5番11号	東京都中央区銀座四丁目5番16号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 中村 吉伸	代表取締役 中村 吉伸
(4) 事業内容	ウオッチ、電子デバイス、半導体、クロック、眼鏡、高級服飾雑貨などを扱う事業会社の連結経営管理	不動産、有価証券の所有、利用、管理
(5) 資本金	100億円	1億円
(6) 設立年月	1881年12月	1930年10月
(7) 発行済株式数	186,565,418株	2,000,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率	三光起業株式会社 17.0% 服部 禮次郎 9.7% 服部 真二 6.1% 第一生命保険株式会社 4.8% THE CHASE MANHATTAN BANK , N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 3.0%	セイコーホールディングス株式会社 38.1% 三光起業株式会社 28.9% 京橋起業株式会社 14.0% 服部 洪尚 4.8% 服部 英典 4.8%

(10) 直近事業年度の経営成績および財政状態(平成24年3月期)

	セイコーホールディングス(連結)	白河エステート
純資産	31,965	4,801
総資産	386,128	4,822
1株当たり純資産(円)	131.65	2,400.50
売上高	296,937	172
営業利益	6,733	53
経常利益	1,280	48
当期純利益	△11,014	22
1株当たり当期純利益(円)	△60.25	11.00

(注1) SHDは、京橋起業と通算して白河エステート株式の50%超を保有。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除く。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	セイコーホールディングス株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区銀座四丁目5番11号
(3) 代表者役職・氏名	代表取締役社長 中村 吉伸
(4) 事業内容	ウオッチ、電子デバイス、半導体、クロック、眼鏡、高級服飾雑貨などを扱う事業会社の連結経営管理
(5) 資本金	100億円
(6) 決算期	3月31日

6. 今後の見通し

業績に与える影響については詳細が確定次第お知らせいたします。

Ⅱ. 本株式交換により増加する資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振替えについて

1. 資本準備金の額の減少の目的

SHDは、本株式交換を行うに際し、今後の資本政策上の柔軟性および機動性を確保するために、本株式交換と同時に、本株式交換により増加する資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

2. 株式発行と同時の資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

本株式交換による資本準備金の増加額

(2) 減少する資本準備金の取扱い

減少する資本準備金の額は、資本金とはせず、全額をその他資本剰余金とします。

(3) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第3項に基づき、取締役会の決議によって資本準備金の額を減少します。

（注1） この資本準備金の額の減少は、本株式交換と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものです。したがって、その効力が生じた後のSHDの資本準備金の額は、本日時点における資本準備金の額2,378,582,924円と同額となります。 なお、減少する資本準備金の具体的金額については、確定次第改めてお知らせいたします。

3. 資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日　　平成24年11月13日

(2) 債権者異議申述期間　　平成24年11月20日から12月19日まで(予定)

(3) 効力発生日　　平成25年1月1日(予定、本株式交換の効力発生日と同日)

4. 今後の見通し

資本準備金の減少は、純資産の部における資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、SHDの純資産の額に変動はなく、SHDの業績に与える影響はありません。また、本振替処理は本株式交換による資本準備金の増加額の範囲内で行われることから、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(参考)当期連結業績予想(平成24年11月13日公表)及び前期連結実績　　(金額単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成25年3月期)	290,000	9,500	5,000	2,500
前期実績 (平成24年3月期)	296,937	6,733	1,280	△11,044

以上